

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について(令和4年度青森県提案分)

管理番号	提案団体		提案事項	提案の概要	対応方針(令和3年12月24日閣議決定)記載内容
	当初提案団体	追加共同提案団体			
27	長崎県、宮城県、福島県、新潟県、九州地方知事会	札幌市、青森県、花巻市、小山市、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、愛知県、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県、延岡市	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を改正すること。	5【経済産業省】 (6)大規模小売店舗立地法(平10 法91) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
38	北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県	北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、別海町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、紫波町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、南部町、出雲市、山口県、周防大島町、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、愛南町、熊本市、都城市、西都市、門川町	登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	地方税法施行規則第15条の5の3に、地方税法第382条第1項の規定を同法同条第2項において準用する場合であつて、かつ、同法第73条の20の2の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。	5【総務省(12)(iii)】【法務省(3)】 地方税法(昭25 法226) 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知(73条の22)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書(通知項目として固定資産評価額、建築年月日等を規定)により、電子データで出力することを可能とする。また、令和8年度に予定されている地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、当該システムを活用して電子的に通知することを可能とする。
86	宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会	札幌市、青森県、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、浜松市、愛知県、豊橋市、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、延岡市	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を改正すること。	5【経済産業省】 (6)大規模小売店舗立地法(平10 法91) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
92	福島県	青森県、富谷市、茨城県、高崎市、さいたま市、千葉市、清瀬市、川崎市、相模原市、藤沢市、瑞穂市、静岡県、名古屋市、豊橋市、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、山口県、徳島県、五島市、熊本市	災害等廃棄物処理事業費補助金に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定の際の廃止又は添付資料の削減、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計の定型化	災害等廃棄物処理事業費補助金に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定を廃止すること、又は災害査定時の添付資料を必要最低限のものに限定すること、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計を定型化すること。	5【環境省】 (17)災害等廃棄物処理事業費補助金 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付書類については、地方公共団体の事務負担を軽減し災害対応に注力できるようにする観点から「災害関係業務事務処理マニュアル」(平26 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)が改正され、必要最小限となっていることを、地方環境事務所及び地方公共団体に改めて周知する。 [措置済み(令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡、令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡)]
144	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本市、大分県	産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講ずること。	5【デジタル庁(8)】【総務省(17)】【法務省(10)】【環境省(1)】 住民基本台帳法(昭42 法81)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45 法137) (i)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 (ii)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であつて、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。 また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iii)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
188	埼玉県、さいたま市、熊谷市	青森県、郡山市、ひたちなか市、前橋市、浜松市、豊橋市、豊田市、滋賀県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県	大気汚染防止法等に基づく届出のワンストップ化	環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法令に基づき、各法令ごとにほぼ同内容の届出を複数の自治体に対して行うことが義務付けられている現行制度を見直すこと。	5【環境省】 (3)大気汚染防止法(昭43 法97)、騒音規制法(昭43 法98)、水質汚濁防止法(昭45 法138)、振動規制法(昭51 法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11 法105)各法令で定められている事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出については、以下のとおりとする。 ・「大気汚染防止法等に係る氏名変更等届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について」(平8環境庁大気保全局企画課大気生活環境室長、大気規制課長、水質保全局水質管理課長、水質規制課長)を改正し、各法令に基づく届出書の様式を改めて共通化した上で、一括の届出が可能であることを、改めて地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・複数の法令に基づく届出を複数の地方公共団体へ一括で提出可能とする仕組みについては、地方公共団体が利用するLGWAN への接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov 電子申請)の在り方を踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について(令和4年度青森県提案分)

管理番号	提案団体		提案事項	提案の概要	対応方針(令和3年12月24日閣議決定)記載内容
	当初提案団体	追加共同提案団体			
189	埼玉県、さいたま市	青森県、盛岡市、郡山市、川崎市、山梨県、豊橋市、寝屋川市、徳島県、福岡県、熊本市	「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等が、土壤汚染対策法施行規則における「土地の所有者等であることを証する書類」とすることの明確化	土壤汚染対策法に基づく申請等において、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面に関し、地方自治体が「登記情報提供サービス」を利用して取得したものについては、法務局で発行されるものと同様に、申請等における土地の所有者等であることを証する書類とすることを認めるとともに、通知等で明確化すること。	5【環境省】 (15)土壤汚染対策法(平14 法53) (ii)一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請(14 条1項)に関し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の写しについては、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(平22 環境省水・大気環境局土壤環境課)を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得した、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年8月31 日付け環境省水・大気環境局水環境課土壤環境室長事務連絡)]
255	神戸市	青森県、花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、清瀬市、川崎市、相模原市、瑞穂市、静岡県、豊橋市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市	循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化	循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画の記載事項の簡素化。	5【環境省】 (18)循環型社会形成推進交付金 市町村等が循環型社会形成推進交付金等の交付申請を行うために作成を要する循環型社会形成推進地域計画については、市町村等の事務負担を軽減するため、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平17環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)の記載内容の簡素化等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
186	埼玉県、青森県	札幌市、宮城県、水戸市、群馬県、千葉県、文京区、墨田区、目黒区、大田区、練馬区、川崎市、相模原市、京都市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島市、下関市、高松市、福岡県、佐世保市、大分県、那覇市	食品衛生申請等システムの機能の見直し	食品等事業者の管理のため、地方公共団体において、「食品衛生申請等システム(以下、本システム)」と、地方公共団体が独自に構築しているシステムで二重管理することが実質的に義務付けられている現状を見直すこと。その際、さらなる利便性向上のため事業者等と行政がオンラインで双方向でやり取り(報告・通知等)ができる機能を本システムに付加すること。また、本システムの操作手順が過多で非効率であるため、見直すこと。	【対応方針に記載なし】 「関係府省における予算編成過程での検討を求める提案」と整理
235	秋田県、青森県、岩手県	札幌市、宮城県、茨城県、高崎市、荒川区、神奈川県、川崎市、浜松市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市、沖縄県	里親委託されている未就学児が保育所を利用する場合における支援内容の見直し	里親委託されている未就学児が保育所を利用する場合の利用料及び保育所を利用する場合に必要な実費に係る措置について、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱において、幼稚園等を利用する場合と同様の扱いとなるよう定めること。	【対応方針に記載なし】 「関係府省における予算編成過程での検討を求める提案」と整理